

第 77 回国民体育大会関東ブロック大会宿泊等業務委託に関する企画提案募集要領

1 企画提案募集の趣旨

国民体育大会関東ブロック大会は、関東ブロック 8 都県（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県・栃木県・山梨県）が輪番制で毎年実施する大会であり、令和 4 年の第 77 回国民体育大会関東ブロック大会（以下「本大会」という。）は東京都が実施する。

なお、本大会の運営主体は、「第 77 回国民体育大会関東ブロック大会東京都実行委員会（以下「実行委員会」という。）」となる予定である。（令和 4 年 2 月設置予定）

本大会における選手・監督、役員等の大会参加者の宿泊施設確保や弁当手配を確実かつ効率的に行うため、本大会参加者の宿泊手配等の業務に係る企画案を募集し、その中から最も優れた提案者を委託業者として選定する。

2 大会概要（令和 3 年 7 月 16 日現在　日程・会場等について変更がある）

(1) 大会名

第 77 回国民体育大会関東ブロック大会

(2) 実施競技

計 32 競技（水泳、サッカー、テニス他）

(3) 会期

令和 4 年 6 月 11 日（土）～12 月 18 日（日）

* 中心会期 8 月 19 日（金）～21 日（日）

(4) 参加者

選手・監督：約 6,300 名、本部役員・競技役員等：約 1,000 名

(5) 会場

別紙「第 77 回国民体育大会関東ブロック大会 競技日程・会場一覧」（案）のとおり

(6) 実施主体

主 催 公益財団法人日本スポーツ協会、東京都

栃木県・千葉県教育委員会、茨城県・群馬県・埼玉県・千葉県、

神奈川県、関東ブロック各都県体育・スポーツ協会、

関東ブロック各実施競技団体、東京都会場地区市町

運営主体 上記関係団体代表者からなる実行委員会

(7) 業務委託概要

仕様書（案）のとおり

なお、以下の点について提案の中で明らかにすること。

ア 業務推進体制（指揮系統・業務組織・人員体制等）

イ 担当者名及び担当者業務経歴

ウ 時系列に沿った業務推進体制

3 企画提案募集の概要

(1) 募集の名称：第 77 回国民体育大会関東ブロック大会宿泊等業務委託

(2) 応募者：東京都における令和 3・4 年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、

営業種目 190 「その他の業務委託等」取扱品目 01 「旅行」の「A」の等級に格付けされている者であること。

なお、企画案の提案は、1 者 1 提案とする。

(3) 選定及び審査方法：応募者から提案された企画案の中から、「第77回国民体育大会関東ブロック大会宿泊等業務委託に関する企画提案審査委員会」の審査により選定する。審査委員会の開催は令和3年8月13日を予定している。

審査は、企画案について、本大会開催目的との整合性、配宿計画及び弁当手配の確実性、宿泊料金、クレーム対応の体制整備などの観点から総合的に評価を行う。審査基準は別紙のとおりとする。なお、審査内容に関する質問には一切答えないものとする。

(4) 提案方法：企画提案書の提出及び審査委員会においてのプレゼンテーション

(5) 審査結果通知：令和3年8月17日頃

(6) 選定された企画提案者の責務

①選定された企画提案者は、別途実行委員会と委託契約を締結すること。

なお、実行委員会は、採用された企画案について、選定された企画提案者と協議の上、その企画案の一部を修正することができる。

②本業務の業務推進体制及び連絡体制を整備すること。

③配宿、弁当手配等の準備作業を含む業務全体に関する義務と責任及び安全確保等はすべて受託者の負担で措置すること。

(7) 希望申請受付締切：希望申請の受付締切は令和3年7月23日(金)とする。

希望申請については、別紙「希望申請票」により電子メールで送信すること。

(8) 企画提案書受付締切：企画提案書の受付締切は令和3年8月6日(金)とする。

企画提案書は、第77回国民体育大会関東ブロック大会準備委員会事務局へ郵送すること。(締切日必着)

なお、郵送事故等について、第77回国民体育大会関東ブロック大会準備委員会は責任を負わないものとする。

(9) 募集に係る経費の負担：この募集に係る経費は応募者の負担とする。

なお、企画提案書は返却しない。

(10) 募集要領に関する質疑及び応答：募集要領に関する質疑は、令和3年7月26日(月)

午後5時までに、別紙「質問票」により電子メールで送信すること。全社に対し、令和3年7月30日(金)までに電子メールで回答する。

4 企画提案書

企画提案書の提出部数は5部とする。

企画提案書類は、基本的にA4判に横書きとし、表紙をつけて提出すること。

ただし、図面等で必要な場合は、A3判を折り込んでも可とする。(用紙の向きは、縦横どちらでも可)

なお、表紙には1部だけ会社名を記入し、残り4部は無記名とすること。

また、提出書類の中で会社名を判別できる表記はしないこと。

5 提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号都庁第一本庁舎 15 階北側
- (2) 所属 東京都オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部事業推進課内
「第 77 回国民体育大会関東ブロック大会準備委員会事務局」
- (3) 担当 横田、大萩
- (4) 連絡先 電話 03-5320-4247
- (5) メールアドレス S9000148@section.metro.tokyo.jp

「第 77 回国民体育大会関東ブロック大会準備委員会事務局」
(メールアドレス S9000148@section.metro.tokyo.jp)

会社名

担当者名

電話番号

メールアドレス

希望申請票

「第 77 回国民体育大会関東ブロック大会宿泊等業務委託」
に関する企画提案を希望します。

「第 77 回国民体育大会関東ブロック大会準備委員会事務局」
(メールアドレス S9000148@section.metro.tokyo.jp)

会社名

担当者名

電話番号

メールアドレス

質問票

「第 77 回国民体育大会関東ブロック大会宿泊等業務委託」に関し、次のとおり質問します。

仕様書(案)

1 件名

第 77 回国民体育大会関東ブロック大会宿泊等業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日まで

3 開催概要

(1) 競技開催地	別添資料 1 のとおり
(2) 会期	令和 4 年 6 月 11 日（土）～12 月 18 日（日） ※中心会期 8 月 19 日（金）～21 日（日）
(3) 参加者	選手・監督約 6,300 名、本部役員・競技役員等約 1,000 名 選手・監督の内訳（概算）は、別添資料 1 のとおり
(4) 会場	別紙資料 1 「第 77 回国民体育大会関東ブロック大会 競技日程・会場一覧」（案）のとおり
(5) 試合方式	トーナメント方式及びリーグ戦方式
(6) 実施競技	水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、アイスホッケー（冬季）

4 業務内容

- (1) 令和 4 年に開催される「第 77 回国民体育大会関東ブロック大会」（以下、「本大会」という。）に参加する選手・監督、本部役員、競技役員等の宿泊施設の選定、確保、手配並びに斡旋等の配宿手配にかかる業務全般
- (2) 本大会に参加する選手・監督、本部役員、競技役員等の弁当の手配及び斡旋に関する業務全般
- (3) 宿泊・弁当等についての苦情・事故災害等の緊急事態への対応

5 宿泊関係業務

(1) 宿泊施設の選定

- ア 宿泊施設から競技会場までの所要時間は、公共交通機関を利用して 60 分程度を限度とすること。
- イ 競技種目・種別ごとに都県別に同一宿舎とすること。
- ウ 宿泊料金単価は、東京の宿泊事情を勘案し、企画提案応募会社よりの提案とする。
ただし、一人当たりの宿泊料金単価（1 泊 2 食 サービス料・消費税込み、入湯税の課税施設については入湯税込み）は、8,000 円から 18,000 円の範囲とすること。
- エ 宿泊施設客室タイプ利用内容
 - ① 成年男子・女子
役員・監督：シングル利用 選手：シングル又はツイン利用
 - ② 少年男子・女子
役員・監督：シングル利用 選手：シングル又はツイン利用
- ※可能な限りシングルを手配すること。
- オ 一人当たりの宿泊に要する広さは、3.3 m²（2 叠）以上とすること。
- カ 「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従って感染防止対策を講じた宿泊施設を提供すること。

- キ 各都県へ宿泊先決定通知をすること。
 - ク 宿泊取消料を設定すること。
※負け帰り(入宿後、競技の都合で宿泊を取り消す場合)等を考慮した宿泊取消料も明記すること。
 - ケ 事前に申し出る場合の食事の取消について、申し出期限・控除料金等を設定すること。
 - コ その他、宿泊業務を円滑に実施するために必要な業務(申込受付、宿泊業務体制の構築、大会当日の対応、宿泊者名簿の作成等。)の遂行
 - サ 各種の通知等の文書は、第 77 回国民体育大会関東ブロック大会東京都実行委員会事務局(以下「東京都実行委員会」という。)名で発信すること。
- (2) 配宿
- ア 選手・監督の宿泊施設は、特に競技会場までのアクセスの効率性に十分留意し、かつ都県別・男女別の合理性を考慮して、配宿すること。
 - イ 選手・監督が一般利用客と同宿になる場合は、選手・監督が安静に休息が取れるよう十分配慮して、配宿や部屋割りをすること。
 - ウ 同一競技の競技会役員及び競技役員の宿泊施設は、できる限り同一又は近隣の宿泊施設とすること。
- (3) 宿泊の取扱い
- 取扱い方法は、斡旋とする。
(宿泊費の精算は宿泊者本人が直接、施設へ支払うものとする。)
- (4) 宿泊要項の策定
- 宿泊業務を円滑に実施するために宿泊要項を策定し、要項に沿って事務処理を行うこと。

6 弁当関係業務

- (1) 弁当の手配及び斡旋等
- ア 食品衛生法に基づく営業許可を受けた事業者を選定すること。
 - イ 弁当は、単価 800 円(お茶付、消費税込み)とすること。
 - ウ 弁当の案内、申込書の作成及び発送をすること。
 - エ 弁当代金の徴収・精算を行うこと。(請求書及び領収書の発行事務を含む。)
- (2) 衛生的で栄養的にも調和のとれた標準献立を作成し、保冷車で運搬・提供すること。
- (3) 緊急時の対応
- 事故が発生した場合は、迅速で適切かつ誠実な対応をすること。
- (4) その他
- ア 弁当の手配に関する業務を円滑に実施するために、申込受付、引渡し、空容器の回収等必要な業務を行うこと。
 - イ 各種の通知文書等の発信は、東京都実行委員会事務局名で行うこと。

7 総合対応

- (1) 申込受付システムを構築し、専用電話、デスク及び担当者を配置し、対応すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、東京都実行委員会事務局の指示に従い、誠実かつ的確に実施すること。
- (3) 事故対応等については、東京都実行委員会事務局と協議の上、調停・斡旋すること。
- (4) 宿泊施設での選手・監督、役員等のチェックイン・チェックアウトについては、スケジュールを十分把握した上で、不測の事態に備えること。

8 結果報告

大会終了後、令和 5 年 1 月 31 日までに、委託業務の実施結果報告書を作成し提出すること。

9 業務委託料

本業務に係る経費は、受託者が宿泊施設及び弁当調製業者から得る手数料により賄うものとする。

10 権利義務の譲渡等

この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、東京都実行委員会事務局の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

11 疑義の解釈

この仕様書に定めない事項について改めて定める必要がある場合、またはこの仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに東京都実行委員会事務局と協議して定めるものとする。

12 その他

(1) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(2) 一括再委託の禁止

受託者は委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。

「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者は、これを再委託することはできない。

受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務の一部を再委託するに当たっては当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、再委託先(以下、「協力会社」という。)が東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

受託者は、協力会社が東京都の競争入札参加有資格者でない場合、東京都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないことを確認する。

(特に必要な場合、以下の内容も追記)

- ・受託者は、前項の業務を再委託する場合は、協力会社の業務執行体制、経歴等の概要を委託者に提出しなければならない。
- ・受託者は再委託を許可された場合は、再委託先に対して、受託者が遵守する義務を負う秘密保持に関する責務と同様の責務を課すこと。

(3) 秘密の保持

受託者は、本契約締結の事実並びに本契約の諸条件に従った業務の遂行、その他契約上の債務の履行に関して委託者から受領し、又は、その他の方法により知り得た一切の事実又は情報について、委託者が事実を承諾しない限り、何人に対してもその内容を一切公開せず、また開示もしないこと。

受託者は、業務遂行を通じ知り得た一切の事実又は情報を、本契約以外の目的には使用しないこと。ただし、その事実又は情報を既に適法に知っていたか、若しくは公知の事実となったもの、又は法令の適用により若しくは官公署、裁判出頭命令、指導、通達等により提出する事実については、この限りではない。

受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いに関しては、別紙「個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項」に記載されている内容を遵守すること。

(5) 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関しては、別紙「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に記載されている内容を遵守すること。

(6) 成果に係る権利

本委託の成果物（成果物、作成途中の成果物及び業務の履行に当たり作成した記録等を含む。）の著作権は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利も含め、全て委託者に帰属するものとする。ただし、従前より受託者又は第三者の有する著作物の著作権は、当該受託者又は第三者に留保されるものとする。

なお、受託者は、委託者の承諾なく成果品等を第三者に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。

個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項

別紙

(個人情報の帰属)

第1条 本業務の履行に際して東京都（以下「委託者」という。）が受託者に貸与するデータ、帳票、資料等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに委託管理上委託者が保有する必要のある個人情報は、全て委託者の保有する個人情報とする。

(受託者の責務)

第2条 受託者は、本業務の履行に際して取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）を遵守して取り扱う義務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払う。

2 前項の規定により受託者が負う責務及び秘密保持に必要な事項のうち、委託者の保有する個人情報に係る事項は、次の各号による。

- (1) 委託者の保有する個人情報の目的外利用及び第三者への提供等を行うことの禁止
- (2) 再委託を行う場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容及び事業執行場所を委託者に通知し承諾を得た上で、再委託先にも本条と同様の秘密保持に関する取扱いとする責務を課し、遵守させること。
また、当該再委託に係る個人情報の安全管理が図られるよう、当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (3) 委託者の保有する個人情報の複写及び複製の禁止
なお、委託者の保有する個人情報の複写又は複製を行う場合は、あらかじめ委託者の承諾を得た上で、複写又は複製の範囲を最小限に止めること。
- (4) 個人情報の授受、保管及び管理については、個人情報の紛失、消滅、毀損等の事故を防止するため、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に格納する等、適正に管理等を行うこと。
- (5) 個人情報保護に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者が、厳重な注意を払い委託者の保有する個人情報を管理すること。
- (6) 前号の業務責任者は、委託者の保有する個人情報を取り扱う業務に従事する者に対して、事前に個人情報保護に関する教育や研修を行うこと。
- (7) 委託者が必要に応じて行う委託者の保有する個人情報の管理状況についての立入調査に対応すること。
- (8) 事故発生時には速やかに委託者に報告すること。
なお、委託者は、必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- (9) 本業務履行中に不良品又は不用品が発生したときは、その発生数量及び発生原因を委託者に報告し、その処分について委託者と協議すること。
- (10) 業務終了後又は委託者が請求したときは、委託者が提供した個人情報の記載・記録された資料等について、速やかに委託者に返還すること。
- (11) 前号に規定する委託者が提供した資料等以外の業務に係る個人情報については、業務終了後、適正に廃棄又は消去し、廃棄又は消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報・数量・消去方法・消去日等を書面で委託者に報告すること。

(契約解除及び損害賠償)

第3条 委託者は、受託者が関係法令や前二条の個人情報保護に関する義務規定に違反し又は義務を怠ったときは、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償請求等の措置を行うものとする。

(その他)

第4条 受託者は、本特記事項の解釈等、個人情報の取扱について疑義を生じた場合、その都度委託者に確認し、本業務を行うこと。

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものも含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

- (ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盜難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を

- 詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。
- ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- コ その他、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内の作業

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
- ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
- イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。
- ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。
- エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
- ア 再委託の理由
- イ 再委託先の選定理由
- ウ 再委託先に対する業務の管理方法
- エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
- オ 再委託する業務の内容
- カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
- キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
- ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
- ケ その他、委託者が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び指示等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用権、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

第77回国民体育大会関東ブロック大会 競技日程・会場一覧(案) ※令和3年7月14日現在

資料 1

No.	会場地名	会場名	所在地	競技実施日	選手・監督数 (概算)
1	江東区	東京辰巳国際水泳場	江東区辰巳2-8-10	8月4日(木)～7日(日)	224
				7月17日(日)	
2	江東区	海の森水上競技場	江東区海の森3-6-44	7月9日(土)～10日(日)	376
3	江東区	夢の島公園アーチェリー場	江東区夢の島2-1-4	8月28日(日)	128
4	江東区	海の森水上競技場	江東区海の森3-6-44	7月23日(土)～24日(日)	144
		カヌースラロームセンター		6月11日(土)～12日(日)	
5	江戸川区	江戸川区陸上競技場	江戸川区清新町2-1-1	8月27日(土)	368
		江戸川区臨海球技場	江戸川区臨海町1-1-2	8月27日(土)	
		江戸川区陸上競技場	江戸川区清新町2-1-1	8月26日(金)～28日(日)	
6	世田谷区	鷺沢オリンピック公園(陸上・第二・補助)	世田谷区鷺沢公園1-1	8月20日(土)～21日(日)	357
		鷺沢オリンピック公園(陸上・第二)		8月13日(土)～14日(日)	
7	北区	味の素フィールド西が丘 赤羽スポーツの森公園競技場	北区西が丘3丁目15-1北区赤羽西5丁目2-27	8月20日(土)～21日(日)	48
		鷺沢オリンピック公園(テニスコート) ※8面		8月6日(土)～7日(日)	
8	世田谷区	鷺沢オリンピック公園(体育館・屋内球技場)	世田谷区鷺沢公園1-1	7月14日(木)～17日(日)	280
9	世田谷区	鷺沢オリンピック公園(体育館)	世田谷区鷺沢公園1-1	8月20日(土)～21日(日)	88
10	品川区	大井ホッケー競技場ピッチ(メイン・サブ)	品川区八潮4-1-19	8月20日(土)～8月22日(月)	608
	品川区		品川区八潮4-1-19		
	品川区		品川区八潮4-1-19		
	品川区		品川区八潮4-1-19	8月19日(金) 8月21日(日)～22日(月)	
11	日野市	日野市市民の森ふれあいホール	日野市日野本町六丁目1番地の3	8月19日(金)～21日(日)	120
12	調布市	武蔵野の森スポーツプラザ	調布市西町290-11	8月27日(土)～28日(日)	390
13	調布市	武蔵野の森スポーツプラザ	調布市西町290-11	8月20日(土)～21日(日)	357
14		調整中		8月下旬	80
15	八王子市	エスフォルタ八王子	八王子市狭間町1453-1多摩市東寺方588-1	8月18日(木)～21日(日)	364
	多摩市	多摩市立総合体育馆、エスフォルタ八王子(最終日のみ)			
	八王子市	エスフォルタ八王子			
16	八王子市	八王子カントリークラブ	八王子市川口町2352	7月14日(木)～15日(金)	28
17	八王子市 昭島市	スリーポンドスタジアム八王子 ネッツ多摩昭島スタジアム	八王子市台町2-2(富士森公園内) 昭島市東町5丁目12	8月20日(土)～21日(日)	112
18	小金井市	小金井公園テニスコート	小金井市関野町1-13-1	8月20日(土)～21日(日)	126
19	中野区	中野区立総合体育馆(けりんレインボーセンター)	中野区中野四丁目11番14号	8月20日(土)～21日(日)	84
20	山梨県北杜市	山梨県馬術競技場	山梨県北杜市小瀬沢町10060-3	6月25日(土)～26日(日)	119
21	足立区	東京武道館	足立区綾瀬3-20-1	8月21日(日)	96
22	府中市	郷土の森第一野球場	府中市政6-27	8月20日(土)～22日(月)	385
	品川区・大田区	大井ふ頭中央海浜公園・大田スタジアム	品川区八潮4-1-19・大田区東海1-2-10		
	大田区	多摩川ガス接続地グラウンド	大田区下丸子2丁目地先、3丁目地先、4丁目地先		
23	町田市	町田市総合体育馆	町田市南成瀬5丁目12	8月20日(土)～21日(日)	84
24	渋谷区	明治神宮武道場・至誠館・弓道場	渋谷区代々木神園町1-1	7月30日(土)～31日(日)	128
25	埼玉県 長瀬町	長瀬射撃場	埼玉県秩父郡長瀬町大字野上下郷2395-1	8月27日(土)～28日(日)	12
26	足立区	東京武道館	足立区綾瀬3-20-1	8月20日(土)	105
27	東久留米市	東久留米市スポーツセンター	東久留米市大門町2丁目14-37	7月30日(土)～31日(日)	72
28	足立区	東京武道館	足立区綾瀬3-20-1	8月26日(金)～28日(日)	368
29	練馬区	練馬区立総合体育馆	練馬区谷原1-7-5	8月20日(土) or 8月21日(日)	32
30	足立区	東京武道館	足立区綾瀬3-20-1	7月17日(日)	28
31	東大和市	東大和グランドボウル	東大和市桜が丘1丁目1330-19	7月16日(土)～17日(日)	128
32	東大和市 西東京市	東大和スケートセンター(BIGBOX東大和) ダイドードリンコアイスアリーナ	東大和市桜が丘1-1330-19	12月2日から4日 12月9日から11日 12月16日から18日 (上記のうち2日程)	416
			西東京市東伏見3-1-25		

計 6,311

第77回国民体育大会関東ブロック大会宿泊等業務委託企画提案書 審査基準

審査項目	審査の観点	配点
宿泊施設について (配点40点)	1)宿泊施設の確保について ・必要数の確保は十分にできているか	5
	2)宿泊施設の立地について ・競技会場周辺の宿泊施設をどれだけ確保できるか	5
	3)宿泊料金について ・宿泊施設ごとに、適正な宿泊料金の設定であるか ・宿泊取消料は、参加者に配慮された設定であるか	★重要事項 10
	4)客室について ・十分な広さの客室を確保できるか ※最低1人当たり3.3m ² ・参加者の休息に十分に配慮された客室であるか	5
	5)食事(夕食・朝食)について ・参加者の栄養バランスやボリュームなどが考慮されているか ・早朝の朝食など柔軟な対応ができるか	5
	6)競技団体・選手団の要望への対応 ・どこまで要望に柔軟に応じられるか ・競技結果等による宿泊キャンセルの十分な対応ができるか	5
	7)新型コロナウイルス感染症対策について ・十分な感染防止対策を講じた宿泊施設であるか	5
弁当について (配点25点)	1)弁当の手配について ・余裕をもって、必要数を調達できる体制か	5
	2)弁当について ・参加者の栄養バランスやボリュームなどが考慮されているか	5
	3)提供・運搬方法について ・保冷・配布方法など食品衛生が十分に配慮されているか	5
	4)提供・運搬・回収体制について ・弁当の調製、運搬、配布、改修までの体制が円滑であるか	5
	5)新型コロナウイルス感染症対策について ・十分な感染防止対策を講じられる体制であるか	5
総合体制について (配点25点)	1)基本方針について ・過去の取扱実績から円滑な業務実施ができるか ・国体関東ブロック大会宿泊等業務に関する熱意があるか	5
	2)業務推進体制について ・場所ごとに適切な業務を遂行する人員体制となっているか ・宿泊施設、弁当調製施設、関係機関等との連絡体制は万全か ・責任体制は明確か	★重要事項 10
	3)申込システムについて ・宿泊、弁当の申込、受付、宿泊施設の決定・変更・取消などにおいて 参加者の利便性が図られるシステムとなっているか	5
	4)トラブル・緊急時対応について ・参加者等の要望や苦情に迅速かつ適切に対応できるか	5
その他 (配点10点)	1)上記以外で、参加者に有益となる提案がなされているか	★重要事項 10
合計		100

(評価方法)原則5点、重要事項を10点を上限とし、各委員ごとに採点し、評価点の総合計により評価を行い選出する。